

若手教員育成制度(概要)

【目的】

若手教員を研究室主宰者として活躍できる人材へと育成するため、採用後6年間、教育研究等に関する活動状況について報告を受けるとともに、意見交換を行い、指導・助言する制度。
なお、指導・助言には、今後のキャリアパスも含むものとする。

対象とする若手教員

令和3年9月以降に公募を開始して採用する40歳未満(採用時)の全ての若手教員

選考

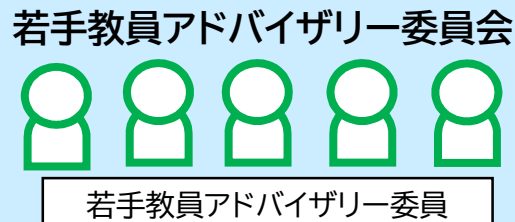


若手教員
(40歳未満)
※教授を除く

採用後

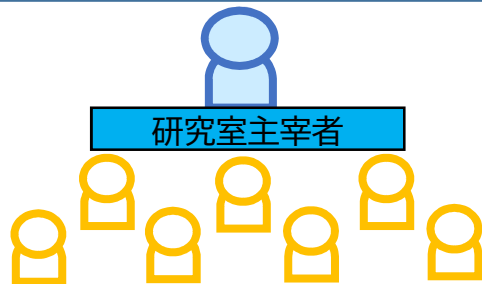
活動報告

指導・助言



6年間
※短縮可

将来の研究室主宰者
を目指した育成



若手教員を選考した際の教員選考委員が当該教員採用後にアドバイザー委員となって育成

若手教員アドバイザー委員会の役割・活動内容

若手教員からの活動報告・意見交換
(年2回程度)

・教員活動目標書、報告書に基づく面談や意見交換(研究業績発表会等)の実施
※委員以外の参加は各専攻(系)において取扱いを決定

教育・研究活動等に係る指導・助言
(随時)

・研究サポート
・外部資金申請支援
・学生指導サポート

育成の方向性や今後のキャリアパスに係る指導・助言

・若手教員との相談による育成の方向性検討(原則として5年目まで)

・上記の育成方針に基づいた今後のキャリアパスに係る指導・助言(原則として6年目から)